

審査基準(案)H28.8.2時点

審査事項	細審査項目	個別審査基準	審査	点数	配点	確認	審査項目の考え方
4 計画施設のプランについて (44点満点)	(1) 保育室及び遊戯室について  (4点)	<p>①保育室の面積は2～5歳児の各年齢の最低基準面積以上で、かつ保育室の他に2～5歳児の最低基準面積以上の遊戯室を設ける計画である。</p> <p>②保育室の面積は2～5歳児の各年齢の最低基準面積以上で、かつ保育室の他に2～5歳児の最低基準面積の80%以上100%未満の遊戯室を設ける計画である。</p> <p>③保育室の面積は2～5歳児の各年齢の最低基準面積以上で、かつ保育室の他に2～5歳児の最低基準面積の50%以上80%未満の遊戯室を設ける計画である。</p> <p>④保育室の面積は2～5歳児の各年齢の最低基準面積以上で、かつ保育室の他に遊戯室を設ける計画である。</p> <p>⑤上記①から④に該当しない、2～5歳児の最低基準面積を保育室及び遊戯室で満たす計画である。</p>	<p>A ①に該当する。</p> <p>B ②に該当する。</p> <p>C ③に該当する。</p> <p>D ④に該当する。</p> <p>E ⑤に該当する。</p>	4 3 2 1 0	4	<input type="checkbox"/>     <input type="checkbox"/>	<p>有効面積での計画となっているか。</p> <p>①～④については、各年齢における保育室で最低基準面積以上であることが条件。</p>
加	(最大1点)	⑥保育室のみで2～5歳児の最低基準面積の120%以上を確保する計画である。	加 点 ⑥に該当する。 ①		+1		各年齢における保育室で最低基準面積以上であることが加 points の条件。
	(2) 乳児室について  (4点)	<p>①乳児室が0歳児の最低基準面積に対して120%以上である。</p> <p>②乳児室が0歳児の最低基準面積に対して115%以上120%未満である。</p> <p>③乳児室が0歳児の最低基準面積に対して110%以上115%未満である。</p> <p>④乳児室が0歳児の最低基準面積に対して105%以上110%未満である。</p> <p>⑤上記①～④に該当しない、乳児室が0歳児の最低基準面積を満たす計画である。</p>	<p>A ①に該当する。</p> <p>B ②に該当する。</p> <p>C ③に該当する。</p> <p>D ④に該当する。</p> <p>E ⑤に該当する。</p>	4 3 2 1 0	4	<input type="checkbox"/>	
加	(最大2点)	⑥乳児室において利用定員+2人以上の余裕がある。ただし整備後の0歳児定員9人以上の場合に加 points する。	加 点 ⑥に該当する。 ①		+2	<input type="checkbox"/>	⑥ ⑤の場合でも加 points となる場合もある。

	(3) ほふく室について  (4点)	①ほふく室が1歳児の最低基準面積に対して120%以上である。 ②ほふく室が1歳児の最低基準面積に対して115%以上120%未満である。 ③ほふく室が1歳児の最低基準面積に対して110%以上115%未満である。 ④ほふく室が1歳児の最低基準面積に対して105%以上110%未満である。 ⑤上記①～④に該当しない、ほふく室が1歳児の最低基準面積を満たす計画である。	A ①に該当する。 B ②に該当する。 C ③に該当する。 D ④に該当する。 E ⑤に該当する。	4 3 2 1 0	4	
	(最大2点)	⑥ほふく室において利用定員+2人以上の余裕がある。ただし整備後の1歳児定員12人以上の場合に加点する。	⑦に該当する。	+2		⑥ ⑤の場合でも加点となる場合もある。
	(4) 保育室等について  (3点)	①乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の総面積が、最低基準面積の200%以上である。 ②乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の総面積が、最低基準面積の175%以上200%未満である。 ③乳児室、ほふく室、保育室及び遊戯室の総面積が、最低基準面積の150%以上175%未満である。 ④上記に該当しない場合	A ①に該当する。 B ②に該当する。 C ③に該当する。 D ④に該当する。	3 2 1 0	3	
	(5) 各種施設計画について  (最大5点)	①仮施設を要さない整備計画である。 ②児童用の便器の数について、大便器(計画定員÷20)個+1、小便器(計画定員÷30)個+1のいずれについても、それ以上の個数を設置している。 ③職員室(事務室)とは別に明確に区画される職員休憩室がある ④子育て支援事業専用室がある。(一時預かり事業専用室及び放課後児童クラブ専用室は除く) ⑤施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインを取り入れた整備計画である。	A ①に該当する。 B ②に該当する。 C ③に該当する。 D ④に該当する。 E ⑤に該当する。	+2 +0.5 +0.5 +1 +1	<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>	加点方式とする。 ②少数点以下は切上とする。 ③「腰壁等で仕切る」といった考え方では加点の要件にはならない。 ④当然、事業内容についても十分検討されていることが加算の条件。 ⑤添付される書類を確認し、加点を検討する。

<p>(6) 特別保育事業等について  (最大14点)</p>	<p>①一時預かり事業(一般型)の実施を計画し、10人程度の専用室(有効面積30.00㎡程度)を設ける計画である。※1 ただし、職員配置についても十分に考慮していることを条件とする。※2 既に実施している施設については、全面的に増改築とした場合にのみ加点する。</p> <p>②特別支援保育事業の実施を行っている施設で既存定員+6名以上又は新たに定員9名以上で実施希望する施設。</p> <p>③特別支援保育事業の実施を行っている施設で既存定員+3名又は新たに定員6名で実施希望する施設。</p> <p>④特別支援保育事業の実施を行っている施設又は新たに定員3名で実施希望する施設。</p> <p>⑤放課後児童クラブを施設に併設させる計画である。※事前協議書提出後、市が必要と認めた事業者のみに加点。</p>	<p>A ①に該当する。</p> <p>B ②から④の②に該当する</p> <p>C ②から④の③に該当する</p> <p>D ②から④の④に該当する</p> <p>E ⑤に該当する</p>	<p>+5</p> <p>+4</p> <p>+3 +4</p> <p>+2</p> <p>+5</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>加点方式とする。 ①整備計画書提出後は、事業者の都合による当該事業の辞退は認めない。</p> <p>②～④補助事業として採択できなく、実施できない場合がある。ただし、整備計画書提出後は、事業者の都合による当該事業の辞退は認めない。</p> <p>⑤面積等の要件については、事前協議要項を確認すること。</p>
<p>(7)屋外遊戯場について (最大1点)</p>	<p>①2歳以上児に必要な屋外遊戯場の面積を園舎と同一の敷地内又は隣接する土地に確保する。</p>	<p>A ①に該当する。</p>	<p>+1</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p>加点方式とする。 幼保連携型認定こども園を計画する場合は必須である。</p>
<p>(8)保護者の利便性について  (最大2点)</p>	<p>①施設と隣接して駐車スペース「計法定員数÷20」台以上(※1台未満の端数がある場合は切上)のスペースを確保する計画である。</p> <p>②施設の利用者玄関から半径30m以内に駐車スペース「計法定員数÷10」台以上(※1台未満の端数がある場合は切上)のスペースを確保する計画である。</p>	<p>A ①に該当する。</p> <p>B ②に該当する。</p>	<p>+1</p> <p>+1</p>	<p><input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/></p>	<p>加点方式とする。 ①隣接とは一般的に考えられる、正面駐車場・側面駐車場・正面裏駐車場等である。</p> <p>②施設利用者玄関と駐車場の位置関係、直線距離、経路(距離も含む)、縮尺がわかる図面を必ず添付すること。審査については、内容を総合的に判断し採点を行う。</p>
<p>(9)資源有効活用整備について(最大2点)</p>	<p>①資源を有効活用する整備である(※)。 ※建物に固定して一体的に整備する資源有効活用整備とする(水の循環・再利用の整備、生ごみ等処理の整備、ソーラーの整備、その他環境保全のための整備であって必要と認められるもの)。</p>	<p>A ①に該当する。</p>	<p>+2</p>	<p><input type="checkbox"/></p>	<p>加点方式とする。 旭川市が採用した設備の事例「地中熱利用冷暖房システム」。複数設備の導入も可とする。また、「旭川市地球温暖化対策実施計画(区域施策編)」にも整備計画を照らし合わせ加点を検討することとする。</p>